

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

2009年4月27日
本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

Adam Swift, *Political Philosophy* 2nd ed., Polity, 2006.

Part 1. Social Justice

分配的正義の話はアリストテレスの時代からあった。だが、「社会的正義」は新しく、1850年代から。この時代以降、社会的経済的制度が富の分配に重要な役割を果たすことが哲学者に認識された。しかし、この表現を嫌う哲学者・政治家もいる。「社会的正義について語る人は、個人の自由と市場経済に国家が干渉すべきと誤って考えている人びとだ!」。(なお、社会的正義とか分配的正義というのは、刑罰の正当化に関わる「応報的正義」とは異なるものと考えられていることを最初に断わっておく)

本書が、自由とか共同体という昔ながらの話ではなく、社会的正義から出発する理由は二つ。

第一に、社会的正義に関するロールズの『正義論』が政治哲学の分野を復活させたということ。それ以前はしばらくのあいだ、政治思想史か、政治概念の言語分析しかなかった。ロールズ以降は社会のあり方について体系的な議論がなされるようになった。ロールズ以降の政治哲学の議論はロールズに対する応答という形で理解できるから、最初にロールズの話をしておいた方が都合がよい。ロールズの理論は(本書の第二章以降で論じる)自由、平等、共同体の話を含んでいるので、その意味でもロールズから出発するのが都合がよい。

第二に、ロールズは「正義は社会制度がもつべき第一の徳だ」と述べた。これは論争になりうるが、まあもっともらしい。たとえば、社会全体の幸福の追求は、正義の考慮によって制約を受ける、とか。

concept v. conceptions: the case of justice

初歩的なところから始める。概念(concept)とその概念のさまざまな理解(conceptions, 構想)の区別について。この区別がわかっていると、政治の論争をよりよく理解できる。#この区別についてはロールズ『正義論』第一章第一節(初版 p. 5)と第二節(p. 10)を参照。

concept は正義とか自由とか平等とかいう語の一般的な構造というか文法のこと。conception はその concept の詳細を書き込むことによって具体化されたもののこと。政治的議論でよく見られるのは、concept については合意しているが、その concept については違った conception を持っているという事態。

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

たとえば、正義の基本概念は、各人にしかるべきもの(due)を与えるということ。これは、しかるべきものを与える義務(duty)があるということで、与えるのが望ましい(good)ということではない。

この正義の概念には同意しても、その具体的な conception についてはさまざま。たとえば、ロールズの公正としての正義、ノージックの権原としての正義、あと、功績(desert)としての正義という理解とか。たいていの場合、人びとは、自覚的にせよ、そうでないにせよ、これらの理解が混ざった考えをしている。

(ここからやや脱線。正義の概念分析)正義の要求というのは、道徳の要求の部分集合(道徳的に行うべき事柄のうち、行う義務があること)。また、人びとにしかるべきものを与えるというのは、彼らが権利を持っている事柄と多かれ少なかれ重なっている。したがって、正義と権利は密接に結びついている。正義と慈善は対比されるが、正義は人びとにしかるべきもの(受け取る権利を有する事柄)を与えるのであり、慈善(あるいは人道的援助)はそうではない。慈善は道徳的に誉められる行為だが、そうする義務はない行為である。たとえばノージックは、正当な所有権を守ることが正義であり、他人を助けるのは慈善に属する事柄だと考えている。

国家は各人が義務を果たすことを見届ける(場合によっては強制する)役割を持つ。ところで、国家は法に従う人々から独立した存在ではない。国家は市民の集会的代理人であり、市民が法を作る。だから、国家が市民に義務の履行を強制するというのは、市民が国家の強制力を用いてお互いに義務を果たさせるということである。市民的不服従という大きな問題もあるが、ここでは扱わない。正義が政治道徳の中心だというのは、国家は人びとに慈善を強制するのではなく、義務を強制するからである。

というわけで、正義の範囲と限界を定める仕事が重要になる。これについては意見の大きな不一致がある。殺人をしない義務をみなが持ち、それゆえ殺人を禁じる法律を国家が強制すべきことは、みな同意する。が、社会的／分配的正義については、義務があるのかないのか、意見が一致しない。才能のある人はそうでない人のために所有物の一部を放棄する義務があるのか。あるいはそれは慈善の問題で、国家の仕事ではないのか。これからこの件に関して異なる見解を持つ三つの立場を見る。

(ここからさらに脱線。正義と他の理念の関係)正義以外にも、「第一の徳」が存在するかもしれない。正義、自由、平等、デモクラシーは、かならずしも一致した政策を支持しないかもしれず、これは政治家にとっては面倒なことである。政治家は次のようには言いたがらない。「わたしはXのタイプの社会的正義を信奉している。これは個人の自由をかなり制約するものであり、また正直なところ機会の平等を実現するものとは到底言えず、民主的な意思決定もかなり制限しないと実現できないものであるが、それにもかかわらず、次の理由からこのタイプの社会的正義を信奉している」。なぜかと言うと、政敵に自由の喪失とか機会の平等の不在とか民主主義の制約とか、いろいろうるさく批判されるからだ。政治家に比べると、政治哲学者はそういう批判はあまり気にしない。自分の立場を捻じ曲げ

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

て理解されることが少ないからだ。

これらの政治的諸価値の衝突を解決することは望ましいが、それはすべての価値をあいまいにして一つに融合するという話ではないので、注意が必要である。概念は明確に分離していないと明晰に考えられなくなる。

混乱が起きやすい例は、デモクラシー。デモクラシーとは、人びとが自分たちの従うルールを自分たちで決める権力を持つこと。それは、1、自分たちが従うルールを自分たちで作るので(そうでない場合より)よいルールになる可能性が高い、2、同じ理由から個人の自由がよりよく保障される、3、人びとの政治的平等が保障される、4、政治参加によって市民の徳が高まる、という四つの重要な理由から望ましい(5章でさらに議論する)。といっても、こういう理由があるからといって、デモクラシーが常によいかどうかはわからないし、すべてのよいことが「民主的」であるとも限らない。

なんでもかんでも民主的に決められるべきだろうか。国家ではなく個人が決めるのがふさわしいこともあるのではないか。二つの国を想像せよ。第一の国では、信仰すべき宗教について、民主的な投票が行われる。第二の国では、憲法により信仰は各人の選択に任されている。どっちがよいか。第二の国。どっちが民主的か。第一の国だろう。もちろん、結社の自由や表現の自由のように、民主主義にとって前提となる個人の自由もある。これらを禁じると、民主主義とはいえない。しかし、信仰の自由を禁じることについては、同じことは言えないだろう。性的指向の自由(freedom of sexuality)についても、同様のことが言える。

信仰の自由や性的指向の自由は個人の権利だと考える人にとっては、これは(自由の問題だけでなく)社会的正義の問題でもある。そうすると、これを認めない国は、正義に反する国ということになる。というわけで、正義とデモクラシーが衝突する可能性も十分にある。二つの概念は必ず一致するに違いないというような考え方をしていると、混乱することになるから注意。しっかり理論的問題を直視しないとイケない。

完全に正義にかなった社会が、完全な社会ではないこともある。その成員の大多数が毎日テレビを見て過ごしているカウチポテト族(死語)かもしれない。正義は国家のよしあしを測るひとつのモノサシでしかない。正義にかなった社会の中で人びとがどう生きるのかも、重要な問題である。話が面白くなるのは、正義と他の諸価値が競合することを認めたときである。とすると、本当にロールズが言うように正義は第一の徳なのだろうか。『第三の男』の中で、オーソン・ウェルズが演じるハリイ・ライムがスイスと、ボルジア家が支配するフィレンツェのよしあしを比べるくだりがある。フィレンツェには社会的正義はあまりないが、ルネサンスをもたらした。スイスには平和、公平、連帯があったが、カッコー時計しか生み出さなかった。社会的正義は他のよいもの(たとえば卓越性)とは敵対的でありうる。正義はつまらない徳なのかもしれない。ニーチェに言わせれば奴隷の徳である。

こういう議論は他にもある。富が偏在していないと、知的・芸術的進歩はないという議論もある。トクヴィル(1805-59)は、アメリカのように財産が息子たちの間で平等に分けら

れる国では、フランスのように第一子にぜんぶが行く国に比べて、偉大な思想家が生まれにくいと考えた。偉大の思想が生まれるには余暇と知性の陶冶を重んじる貴族的文化が必要である、と。今日でも同じような議論は巷にあふれている。オペラのような上流階級が特に重視する文化的活動を、宝くじのような貧しい人が大部分の金を払っているものによって支援するのはいかなるものか。オックスフォードやケンブリッジが主に金持ちの子どもが利用するチューター制を維持するために国の支援を要求するのはいかなるものか。というわけで、社会的正義と他の諸価値の対立と思われるものは身の回りに山ほどある。

Hayek v. social justice

ハイエク(1899-1992)によると、社会的正義というのは陽炎(mirage)あるいはカテゴリーミステイク。ハイエクは英米のニューライトが 1970-80 年代に発展するのに一役買った思想家。正義は行為およびそれを行う主体を前提としているため、社会(というか自由市場)の正義・不正義を問題にするのは、正義の概念を理解していない証拠。市場による資源の分配は、個々の行為者が意図したものではないため、正義にかなうとも反するともいえない。このことがわからない連中が、社会的正義とかいうわけのわからないことを言う。

また、国家による強制的な再分配は個人の自由の侵害(unjustifiable interference)だとも言っている(『隷従への道』1944年)。国家が社会的正義を実現するために個人の資源を取り上げるのは個人の自由の侵害だから不正。さらに、国家による再分配に必然的に伴う「分配の基準」(ニーズに応じて、功績に応じてなど)については正しい答えはないから、その意味でも個人に任せておくべき(#cf. ロールズ)。さらに、国家が介入せず個人が持つ情報や知恵に任せておけば、自生的な秩序(catallaxy)が生じる。自由市場はそのような catallaxy である(これは、スミスの「見えざる手」による市場擁護の一変種である)。計画経済や再分配は、個人の自由を侵害するだけでなく、みなに利する自由市場をゆがめて非効率的なものにしてしまう。

ハイエクの「陽炎」批判に対する応答。第一に、誰も(市場経済の)結果を意図していないからといって、誰にも責任がないとはいえない。人びとは意図しない結果の責任を負う場合もある。たとえば交通事故の過失責任。ハイエクは過失という意味でも、責任を取るべき主体はいないと言うかもしれない。しかし、われわれは政治的主体として責任を問われる。重要なのは、誰か(政府、あるいは投票した市民)が意図して不正義を行ったかどうかではなく、不正義が存在するという事実誰かが責任を負うのかどうかだ。個人主体と総体的な分配結果を切り離そうとするハイエクの試みは失敗である。ハイエクが見過ごしているのは、個人は、他の人と協力すれば、個人ではいかんともしがたい結果を妨げるべく、政治的に行為することができるという点。

Rawls: Justice as fairness

ロールズの主著は『正義論』(1971)と『政治的リベラリズム』(1993)。あわせて1000頁以上あり、それに対する批判やコメントリーのために貴重な紙資源が大量に費やされてきた。ロールズが二つの本の間で立場を変えたのかどうかについてたくさん議論がなされてきたが、ここでは主に『正義論』を用いて簡単なスケッチを行う(『政治的リベラリズム』は第四章で)。

(原初状態と無知のヴェールの説明)ロールズ正義論(公正としての正義)の中心にある発想は、原初状態と無知のヴェール。公正な正義原理を見つけるには、その原理によってどういう影響を受けることになるかわからない人びとによって選ばれる原理を考えてみればよい。そこで、原初状態にいる人びとが無知のヴェールの背後で決めるという思考実験が登場する。不公平な合意を生み出しかねない知識(宗教的コミットメント、賢さ、その他)はすべて奪われている状態の仮想的な契約の結果として、正義が捉えられる。ポイントは無知と公平さのつながり。ケーキのどのピースを選べるか知っていたら、公平には切らない。人びとから自己利益追求に役立つ知識を奪うことで、公平な原理を選ばせる。

無知のヴェールの背後にある人びとが知らないのは次の二つ。一つは、自然的な才能と、社会的地位—賢いかどうか、金持ちかどうかなど。もう一つは、自らの善の構想(conception of the good)—人生の何に価値を見出しているか、どういう宗教的コミットメントがあるかなど。その一方で、人びとが知っていることもある。一つは、自分の善の構想を作り出し、修正し、追求する能力。また、この能力を発揮するためには、万能な財(all-purpose goods)が必要であること。この財は、ロールズが「基本財」と呼ぶもので、諸自由、機会、権能(powers)、所得、財産、自尊心である。

というわけで、原初状態という装置が表している(represent)のは、自由で平等な市民が、社会的協同のための公正な条件について合意するための状況(conditions)である。

ロールズがやろうとしているのは、思考実験を通じて、正義について考える際に許容できる推論とそうでない推論をモデル化すること。たとえば、低率の課税と最小限の福祉給付が望ましいと考える女性がいるとして、彼女にその理由を尋ねる。彼女は才能のあるビジネスウーマンであり、子どもは授業料が高い私立校に通っているため、その方が暮らし向きがよくなるから、と答える。この答えは(たしかに自己利益にはかなっているかもしれないが)正義に関する理由としては不適當である。才能のない人、子どもを私立校に通わせることができない人たちについてはどうなるのでしょうか。正義は不偏的な視点から、つまり万人の視点から事柄を考えることだということが、彼女にはわかっていますね。この不偏的視点から考えるためにロールズが持ち出す装置が、原初状態と無知のヴェールである。つまり、自分は誰なのか知らず、したがって自分と同胞の市民を平等の存在として考えられる状況で、推論する状況を作るのである。これが平等の部分。

自由については、各人が自分の善の構想を知らないということが大事。たとえば、自分

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

がキリスト教信者で、自分の信仰が唯一正しいと考えているとする。そうすると、キリスト教を国教にすべきと考えるかもしれない(学校で教える、特定の公務にはキリスト教徒しか就けない、キリスト教にだけ洗神罪を適用する、など)。これは非キリスト教徒には不公平である。国家が市民を公平に扱う唯一の方法は、各人の人生設計には口を挟まず、人生設計に関する各人の自由を尊重することである。原初状態では、各人が善の構想を知らないことによって、上記のキリスト教徒のような推論が排除されるようになっている。

(正義の二原理)ロールズの考えによれば、無知のヴェール背後でみなは次のような諸原理を選ぶ。(1)基礎的諸自由の平等(equal basic liberties)原理および(2)社会経済的不平等に関する(b)公正な機会平等原理および(a)格差原理(ロールズが最後の二つをこの順序で書くのは謎でありイライラさせられる)。第一に、人びとには基礎的諸自由すなわち権利(表現、宗教、結社、就職の自由など)が平等に与えられる。次に、社会的経済的格差が存在する状況においては、各人が不平等な地位を得るに到るまでのプロセスにおいて、機会の平等が保障される。最後に、そのような格差が認められるのは、長い目で見ると、その格差の存在によって社会の最も恵まれない成員の地位が最大限良くなる傾向がある限りにおいてである。

原初状態にいる人びとはこの正義の二原理を本当に選ぶのか。そうでないという批判は多い。とくに問題にされるのは、(自分がそうなったときに備えて)最も恵まれない人の状態を最大限良くしようと人びとが考えるだろうというロールズ的前提(マキシミン原理)である。最低限のレベル(floor level)を確保して、*平均的な*地位を最大限良くしようとする方が合理的ではないか(実証研究でもそのような選択がなされる)。ロールズはマキシミンを支持するいろいろな議論を提示しているが、これが唯一「合理的」な立場だというもともとの発言は撤回する傾向にある。ロールズが提示する一つの議論は、「社会に住む全員が社会にコミットしているということは重要である。格差原理が社会的に支持されていれば、最も恵まれない人でさえも、我慢してその社会にコミットするだろう、という`the strains of commitment'(「コミットメントの重み」)議論である。(しかし、格差原理は受け入れても、そのような状況に自分になることは受け入れない人という人がいれば、その人はロールズのいうコミットメントは持たないだろう)

もう一つ、よく批判されるのは、仮説的契約状況において人びとは基礎的諸自由を経済的利得のために売り渡すことはないという「自由の(絶対的な)優先」である。ロールズは善の構想の形成、修正、追求にはこれらの諸自由が欠かせないと考えている。お金のために表現の自由や結社の自由や信仰の自由を売り渡すことはあるだろうか。ロールズは最低限の経済的福祉は保障された社会では、このようなトレードオフは存在しないと考えている。逆にいえば、そのような社会においてのみ、諸自由の優先性が明確なものになる。

分配的正義の議論で最も注目を浴びたのは格差原理。そもそも格差が最も恵まれない人の状況を最大限良くするなんてことがありうるのか。なんで給料を平等にしないのか。ロールズは経済的インセンティブがないと人びとはまともに働かないと考えている。経済が

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

有効に機能するためには一定の格差が必要。たとえば、脳外科医やエネルギーな企業家たちは、本当はできれば詩人になりたいと思っているでしょう。何をやっても給料が一緒であれば、詩人ばかりになってわれわれは脳出血したときなどに困るだろう。これを一般化すると、格差がなければ非効率で不活性な経済が生じて、長い目ではみなにとっても、最も恵まれない人びとにとっても、望ましくない状態になる。これは多かれ少なかれ東欧の国家社会主義で生じたことである。

このような(インセンティブに基づく)格差の正当化は広く受け入れられている。もしロールズの言うように最も恵まれていない人の絶対的立場を改善することが問題であれば、豊かな人びとと貧しい人びとの間の経済的格差の大きさは、問題ないことになる(これについては第三章で)。いずれにせよ、格差が正当化されるのは最も恵まれない人の状態が最大限良くなる場合に限るということであり、場合によってはいかなる格差も正当化されない場合もあることに注意せよ。また、「最大限」という言葉があるように、非常に **demanding** なことを言っている点にも注意せよ(ちょっとやそっとのトリクルダウンではダメである)。

もう一つ、大きな議論の的になったのは、「最も恵まれない人々(worst-off)」とは誰のことか、という問題である。ロールズの最初の考えでは、人びとの状況のよしあしは、どのくらい基本財を持っているかによって測られるものであった。この考え方の問題は、最も基本財を少なく持つものが、どういう経緯でそうなったのかを考慮に入れていない点。たとえば、グータラ(bone-idle)な人が、持っているものを使い果たして最も恵まれない人になったとする。一生懸命働いてよい状況になった人がこの人を助けるのが公正なんでしょうか。この論争を受けて、ロールズは「余暇」も基本財の一つに入れた。こういうグータラな人が最も恵まれない人なのかどうかについては、本章の最後と、第三章でさらに考える。

(契約論について)最後に、ロールズ理論の契約論的側面について考える。この部分は混乱を招きやすいところである。ロールズ自身、ホブズやロックやルソーの社会契約論の伝統に言及している。この伝統では、国家や法律を諸個人の契約の所産と見なす。あるいは、実際にそのような契約があったかどうかにかかわらず、自然状態にいれば政府を生み出すべく契約しただろうと、仮説としてそのように考える。後者の解釈では、ロールズの契約論だけでなく、この伝統全体が仮説的な契約を唱えていることになる。

よくある批判は、仮説的な契約は本当の契約ではなく強制力はない、というものである。これは誤解に基づいている。誰かが「なぜロールズの正義の二原理に従わないといけないのか」と聞いたなら、その答えは、「なぜならあなたはそれに合意したからで、契約者としての義務があるからだ」というものではない*。答えはむしろ、「なぜならあなたは正義に従って行為する義務があるからであり、ロールズは正義の義務がなんであるかを明らかにしたからだ」ということになる。仮説的契約の話が持ち出されるのは、それが正義の要求(内実)がどういうものであるかを考えるための正しい方法だからである。したがって、契約論が持ち出されるのは、通常のように契約に基づく服従義務の話をするためではない。契約したからそれに従う義務があるというのではなく、正義にかなっているからそれに従う義

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

務があるのである。

契約論的側面について、もう一つの誤解。普通、契約の当事者というのは、それぞれの自己利益を追求し、お互いの利益になるような契約を結ぶ。ロールズも原初状態の人びとの動機について、基本的に自己利益を追求しているものと想定している。「自分が誰になるかわからないことを前提したうえで、自分にとって最善の原理は何かしら」。しかし、ロールズの理論は利己主義的な人のためのものではない。それは、社会を公正な協同計画に基づくものとみなし、同胞を公平に扱うことに関心を持ち、同胞を自由で平等な存在と考える人びとのための理論である。だからこそ人びとは正義を考える正しい方法として原初状態を受け入れる。原初状態の中では、人びとは自己利益を追求するものと考えられているが、その前の段階(原初状態で考えることを受け入れる段階)ですでに道徳的なものになっている。

正義に対するリベラルのアプローチは人びとが利己主義的であることを前提している、と書いてあることが多い。昔はマルクス主義の本にそう書いてあり、今は共同体主義やフェミの本にそう書いてある(これらの理論については第四章で)。ロールズの理論がそういう誤解を広めたのかもしれない。しかし、それは本当に誤解である。ロールズらリベラルは個人が自由に生きることを大事だと考えているが、*すべての*個人がそうできることが大事だと考えている。また、人びとが選ぶ人生の中には、他者に対する配慮も十分に含まれる。そういった側面に利己主義的なところはまったくない。

Nozick: Justice as entitlement

ロバート・ノージック(1938-2002)は、ロールズが『正義論』を1971年に出したとき、ハーバード大学哲学科の同僚だった。1974年に出版した『アナーキー・国家・ユートピア』は、今日でもリバタリアンの立場を最も理論的に提示したものであり、ロールズ理論の根本的な批判の一つでありつづけている。ノージックにとって、正義とは、自分がどういう立場になるかわからない状況を想像して公正な原理を決めるというようなものではない。むしろ正義とは、人びとの自己と財産に関する権利を尊重し、各人が自分のものをどうするか自分で決める自由を尊重することである。国家の役割は、資源の分配に介入して「公正な」分配を生み出すことではない。国家の役割は私有財産への不当な介入を排除することであり、それを実践することではない。ロールズが実質的な再分配政策を行う福祉国家を支持する「レフト・リベラル」(あるいは平等主義的リベラル)なのに対して、ノージックは自己所有を第一とし、自由放任の「夜警国家」を理想とする「ライト・リベラル」(あるいは自由至上主義)である。ハイエクと同様、ノージックの考え方も、ニューライトの発展に影響力を持った。

(ロールズ批判)ノージックによると、ロールズは財を「天からの贈り物」(manna from heaven)と考えている。朝起きたら周りが資源で満ち溢れていたというのなら、ロールズの

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

考えはもっともであるが、現実はそうではない。財は人びとの努力や協力によって生み出されるのであり、彼らのものであって再分配のためにお上が取り上げるべきものではない。

ロールズの功利主義批判は、諸個人が別個の存在であることを功利主義は真剣に考えていないということだった。一部の人びとを幸せにするために別の一部の人びとを不幸にすることは不正である。個々人による同意を前提とする契約論は、功利主義の過ちを犯していないとされる。しかし、ノージックによれば、諸個人が別個の存在であることをロールズも十分真剣に考えていない。才能は個々人に属するものであって、同意なしに他人が勝手に使ってよいものではない。個人が労働の果実を自らの意思で他人に与えるのは自由だが、国家がそれをやると、諸個人が別個の存在であることを無視することになる。そこでノージックは再分配を目的としたあらゆる課税に反対する。

(権原理論)ノージックによれば、三つのものが「自分のもの」である。(a)自分自身(身体、脳細胞等)、(b)自然の一部(土地、鉱物等)、(c)自分自身の労力を用いて自然界から作り出すもの(自動車、食料、コンピューター等)。ノージックは(b)をどうやって正当に所有できるかについて、最初の獲得(initial acquisition)、自発的な移転(voluntary transfer)、匡正的措置(rectification)の三つの方法があると言っている。

最初の獲得というのは、未開の大地など、まだ誰にも所有されていない自然について、各人が「先着順」でその一部を獲得する場合(ただし、他の人の状況がそれによって悪くならない場合⇨「他の人にも十分なだけのものが残されている場合に限る」というロック的但し書き付)。この考えはいろいろ批判を受けてきた。これまでに所有されていなかった土地を自分のものにするというのは、具体的にどうするのか。その周りを歩くのか、線で地図に書きこむのか、フェンスで周りを囲むのか。また、他の人の状況が悪くなったかどうかはどうやって決めるのか。さらに、その大地がもともと誰にも所有されていないというのは、誰が決めたのか。大地はすべて、みなが共同所有していて、その使用には皆の許可がいるとも考えられるのではないのか。など。

第二の、自発的な移転というのは、正当な所有者が所有物を他人に与える場合。たとえば市場では、労働力を所有している人(労働者)が、土地を所有している人と自発的な契約を結んで、労働力を賃金と交換する。

しかし、世界の歴史では、必ずしも正当な移転ばかりが行われていたのではなく、力づくの不正な所有物の獲得も行われてきた。たとえば白人による北米大陸やオーストラリアの征服。このような不正な獲得を問題にするのが匡正的措置。不正な移転は、補償によって匡正される、という考え方。といっても、「仮に不正な獲得が存在しなければ誰が何を所有していたのか」という問いに答えるのは非常に難しい。そこである箇所でノージックが提案しているのは、みなに等しい量の財産(property)を与えるのが一番てっとり早い匡正的措置なのではないかと言っている。

したがって、ノージックを現状維持の擁護者と批判するのは間違い。現状の格差が不正な仕方で生み出されたということも考えられるからだ。とはいえ、ノージックの理論だと、

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約(児玉聡)

広範で構造的な格差が正義にかなっている場合もありうる。強く健康で才能のある者もいれば、そうでないものもいる。裕福な家に生まれて教育と資産を次の世代に残すことができる者もいれば、そうでないものもいる。世代を経るにつれ、大きな格差ができることが考えられる。ノージックはこのような結果が生じることは不運なことだということかもしれないが、各人の所有権が守られている限りは、それを不正なことだとは言わない。分配の結果は、それがいかに不平等であっても、それ自体では不正義ではない。

ノージックは自分の三つの原理を「歴史的(historical)」とか「パターン化されていない(unpatterned)」と呼ぶ。スローガンは「各人からは各人の選択に応じて、各人へは選択の結果に応じて(From each as she chooses, to each as she is chosen.)」。これは「結果的(end-state)」とか「パターン化された(patterned)」原理と対比される。「格差が最も恵まれない人の利益になるように」というような特定の結果を指令する原理や、「各人へは必要に応じて」とか「功績に応じて」とか特定のパターンに従った分配を要求する原理がある。ノージックの考えでは、ある人がある事物に正当な権利を持つかどうかは、現状に到った歴史的経緯に完全に依存している。

(ノージックの基本的発想)再分配政策に対するノージックの批判の一つは、他人を道具として用いることに対するカント的な反対である。国家が再分配のために強制的に市民から資源を奪うのは、市民を道具として扱うことではないか。税金の中には、街灯や警察や防衛、あるいは公教育や保健医療など、支払った者が利益を受けるものもあるが、そうではなく非自発的な財の移転を行うものもある。税金を使って再分配を行うなら、人々の才能や労力を他人の目的の手段として使うことになる。ただし、カントが述べたのは「単に手段としてのみ扱うのは間違っている」ということである。再分配のために人びとの才能や労力の一部を同意なしに使用することが誤っているのかどうかは、人びとが本当に自己を所有しているといえるのかどうかによる(この点はまもなく検討する)。

(正義と自由)もう一つ、ノージックの考えの中心にあるのは、「自由はパターンを崩す」というもの。ノージックによれば、パターン化された正義原理(分配が正義にかなっているかどうかはあるパターンにしたがっているかどうかによるという立場)は、正義を維持するためには個人の自由を制約しなければならないという点が問題。その例として用いられるのが「ウィルト・チェンバレンの例」である。ウィルト・チェンバレンは1974年には、今のタイガー・ウッズのような、大金を稼いでいるバスケット選手だった。人びとが金を払って彼を見たいのであれば、その金が彼のものになるのは正しい、とノージックは考える。この例は、最初の資源の分布状況はどうあってもよい、というところがミソ。みながまったく等しい財を所有していると仮定してもよい。シーズン中に数百万人の人びとが彼を見て、その結果彼は大金持ちになる。この時点ではすでに、資源は平等に分布していないが、各人は自分の金で自分のやりたいことをやったので、何も不正は生じていない。このように、自由はパターンを崩すが、これ以外の正義のあり方だと、個人の自由が不当に制約されることになる。

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約(児玉聡)

「大きな不平等が正義にかなっており、国家が再分配のための課税を課すのは誤っている」というウィルト・チェンバレンの例の結論に挑戦するには、前提に着目すべき。最初の段階で、資源が平等に分布しているにせよ、そうでないにせよ、ノージックは最初の段階では各人が自分の所有物について完全な所有権(その所有物に関して、何をしてもよい)を持つと前提している。多くのノージック批判はこの前提を問題にする。所有というのは複雑で、われわれは必ずしもあらゆるものに完全な所有権をもたない。人びとが自分の生み出すものに絶対的な権利を持つなら、たとえば子どもを奴隷に売ってもよいだろうか。ノージックは所有権についてもう少し十分な議論を展開すべきだろう。

(自己所有について)自己所有については、各人は自分の身体と才能を上の意味で完全に所有しているか。ロールズは才能は「道徳的観点からして恣意的」と考える。そして、自然的才能は「共有資産」だと言っている。ノージックはロールズの考えは諸個人が別個の存在であることを無視していると考え、たとえ才能の有無が運不運の問題だとしても、各人は才能を自分のものとして所有していると考え。

ほとんどの人も自己所有のテーゼを直観的には受け入れている。国家が次のように言うにせよ。「一部の人びとは両目とも見え、別の人びとは両目とも見えないのは運の問題である。そこで国家は、目の公正な分配を行うために、くじ引きを行い、一部の両目が見える個人はその片方を取り出して目の見えない人に移植することとする」。これに対しては、普通は次のように答えるだろう。「ちょっと待て。この眼球は自分の一部だ。誰か気の毒な人にあげたいと思ったら、そうするかもしれない。しかし、そうするかどうかの選択は、眼が自分のものであると同様、わたしが決めることだ」。しかし、眼球の強制的摘出は受け入れなくても、再分配政策は受け入れる人は、自己所有は認めつつも、自分の労働によって生み出された所有物の一部が強制的にとられることについては認めているわけである。(眼の代わりに、非常時における輸血の強制はどうか)。

ロールズも自己所有の一側面は支持する。たとえばロールズは職業選択の自由を認める。仮にある人が外科医としての大変な才能があるとしても、たとえ才能が道徳的に見て恣意的なものであるにせよ、その人が外科医になることを他人が強制するのは認められない。これは自己所有というより善の構想の自由な追求という形でロールズは擁護するだろうが、ノージックの自己所有の考えと根底ではつながっている。大きな違いは、ノージックは自己所有に関する直観を、自己所有を超えて、財の所有についても当てはめようとしている点である。

Popular opinion: justice as desert

ノージックはチェンバレンがそれだけのお金をもらうに「値する」とは言っていない点に注意せよ。「功績に応じて」という基準はパターン化された正義原理である。チェンバレンのファンが自由にお金を払っただけであり、チェンバレンがそれに本当に値するかどうか

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

かは問題ではない。バスケのファンがどうしようもない三流プレーヤーのために同じことをした場合であっても、そのプレーヤーが多額のお金を受け取るのは全く正義にかなっていない。

市場を擁護する人びとはこの二つの議論を区別しないことが多い。一つの議論は、市場は個人の自由にとって不可欠なものだから重要、というものである(より詳しくは第二章で)。もう一つの議論は、市場は人びとに功績に応じた財の配分を行うから重要、というものである。才能がある者・働き者は、才能がない者・グータラな者よりも多くのものを受け取るべきで、市場がそれを保証する。

ノージックもロールズも、功績に応じた分配を支持していない。ロールズの場合、人びとがどれだけ生産的活動で有能かどうかは、運に大きく左右されると考えるからである。したがって、ロールズは「通常言われる(conventional)功績に基づく要求」に批判的である。「タイガー・ウッズは世界的に有名なゴルフ選手で多くの人に楽しみを与えるから、社会福祉士のジャン・メイソンさんよりもたくさん稼ぐに値するよね」というのはダメ。

しかし、これがほとんどの人が支持しているという意味で「通常の(conventional)」意見である。多くの人が支払う気のあることをできる人が、そうでない人よりも多くの見返りをもらうに値すると、われわれの多くは考えている。というわけで、社会的正義に関する最も影響力のある二人の思想家であるロールズとノージックは、タイガー・ウッズが大金を手にすることが正義にかなっているのかどうかについて意見が割れている。ロールズは正義にかなっていないと考え、ノージックは正義にかなっているどころか、再分配のための税金さえ支払う必要はないと考えている。しかし、ロールズもノージックも、社会的正義の達成は各人が自分の功績に応じたものを受け取ることではない、という点については一致している(ロールズは「道徳的恣意性」という理由から、ノージックは功績に応じてというのはパターン化された原理だという理由から)。政治哲学者は、この点に関しては通常の見解と大きく異なっている。

(功績について三つの考え方)功績について、「通常の」見解、「混合型の」見解、「極端な」見解の三つの見解を区別する。通常の見解とは、ある人が別の人より稼ぎが大きいことは、たとえ自分の力の及ばない要因が関係していたとしても、そうなるに値することだという考え方。社会福祉士のジャン・メイソンは、ゴルフ選手のタイガー・ウッズと、同じぐらい努力をして今の職業のスキルを身に付け、同じぐらい大変な仕事をしているとする。しかし、ウッズは類まれなゴルフの才能を持っていたがゆえに、メイソンよりもはるかに多額な金を稼いでいる。ウッズがしていることを彼女ができないのは彼女のせいではないし、ウッズも自分ができて彼女ができないことに関してもいかなる功績も持たない。単に幸運なだけである。それでもなお、「通常の」見解ではウッズは彼女より多くを受け取ることに値すると考えられる。

これに対して、「極端な」見解は、過去あるいは現在にいくら努力を重ねたかはまったく無関係で、各人は自分の稼ぎにいかなる功績も持たないとする考え方である。一生懸命働

く人は、そうでない人よりも多く稼ぐに値する、とは言えない。というのは、一生懸命働くかどうかということさえ、各人の選べることではないからだ。人びとの性格と心理は、遺伝的組成と子どものときの社会化のあり方に依存している。努力するというのは、遺伝的にそうであるか、それを奨励する環境に生まれ育っただけのことであり、運の問題である。だから、たくさん稼ぐに値しない。

「混合型の」見解は、その中間。生まれなど自分の選択できない「環境(circumstances)」のおかげであることに関してはより多くの財を受け取るのに値しないが、職業など自分が選択したことのおかげであることについては、それに値する。

ロールズは「極端な」見解を持つとされる。ロールズは自由意志は認めているように思われるが、各人が努力するかどうかは環境によって非常に大きく影響されるため、単に努力に応じて分配するというのはダメだと考えているようだ。「功績に応じて分配するという考えは実践できない」と彼は述べている。

たしかに、各人の稼ぎを(a)自分が責任を持つ要因の結果であり受け取るに値する部分と、(b)自分が責任を持つとはいえない要因の結果であり受け取るに値しない部分に分けるのは困難。大人になってからの選択は、子供のときにどれだけ努力したかに大きく影響を受けている。しかし、子供がそういう努力をするかどうかについて、子供自身が責任を負っているというのは、もっともらしくない。子供の選ぶことができない、親や先生など(と遺伝)の影響が圧倒的に大きい。大人になったら、自分の能力をどのように用いるかについて責任ある選択ができるかもしれないが、その能力は、そもそもは子供のときの(自分の責任とは言えない)選択によって形作られているのである。

しかし、最も重要なのは、市場が重視するのは各人の能力のみで、どういうプロセスでその能力を身に付けるにいたったかという(上で述べてきた)事情はまったくといっていいほど考慮しないことである。

もっとも、「通常の」見解に批判的なロールズも、いかなる文脈でも功績に基づく主張を認めないわけではないだろう。シェイマス・ヒーニー(Seamus Heaney, 北アイルランド出身の詩人、1995年ノーベル文学賞受賞)がノーベル文学賞を受けるに値するというような判断は、彼がどのような経緯ですばらしい詩を書く能力を身に付けるにいたったかについての見解と無関係に抱きうる。ノーベル文学賞はそもそも、最も良い作品を書いた人に贈られるという性格を持つからである。したがって、真の対立点は、「通常の」見解が適用される範囲であり、「通常の」見解に批判的な人は、賞はそれでよくても、各人の稼ぎについては、あまりに重要なので運に任せるのでは困ると考える。

(功績の意味の区別)この文脈で用いられる「功績(desert)」という概念はあいまいである。最後に、この概念について少し意味の区別をしておく。

第一に、功績と「正当な期待(legitimate expectation)」は異なる。MBAのような資格が現実に重視されていて資格保持者には大金が支払われている社会で、ある人がMBAを取得するなら、その人は大金を得るに「値する」と言われるだろう(功績の「制度的」概念)。し

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

かし、MBA 取得者にそれほどの大金を与えることが不正であるかもしれず、本当の(前-制度的な)意味ではその人は大金を得るに「値しない」かもしれない。

第二に、功績を補償のような意味で用いる場合がある。危なくてストレスが多く退屈な仕事(3K?)をする人は、他の条件は同じであれば、安全で、快適で、おもしろい仕事をしている人より、高い給料に「値する」と言われるかもしれない。先に言われていたのは、各人のさまざまな属性に基づいてより多額の支払いに値するかどうか、という話であったが、ここで言われているのは、各人の置かれている状況を平等化(equalize)するという話で、仕事の内容に応じて、それに対する埋めあわせをどうするかという話である(compensating differentials)。タイガー・ウッズとジャン・メイソンの話がこのように説明できるとは思えないだろう。

第三に、功績とインセンティブは区別されるべき。「なぜ脳外科医は看護師より給料を多く支払われるべきか」という問いに対して、「そうしないと誰も脳外科医になりたがらなくなり、脳外科医がいなくなって困るから」と答えるのがそれ。

インセンティブの議論はそれ自体としては功績とは関係ない。これは帰結主義的な議論である。一億円を要求している誘拐犯はそれを受け取るに「値しない」が、われわれはそれ支払うべきと考える場合もある。

といっても、この議論は功績の主張と理解することも可能である。たとえば、「脳外科医は責任もストレスも多大で、さらに何年も訓練を重ねなければならぬ大変な職業だから」と答えるなど。これは、二つ目の埋めあわせの議論であり、わたしが話してきた第一の議論とは異なるが、まっとうな正義に関する主張である(もちろん、その主張が正しいかどうかは議論になりうるが)。

Conclusion

これまでに検討してきた社会的正義のさまざまな理解は、それぞれ、格差(不平等)の正当化根拠を提示していると見ることができる。ハイエクは社会的正義を求める発想そのものが哲学的な誤りを犯しており、格差は正当化を必要としないと考えた。ロールズは格差が正当化されるのは原初状態で選ばれる原理に即している場合だけであり、とくに「最も恵まれない人の幸福を長期的に見て最大限に促進する場合に限る」という格差原理に一致する場合だけとした。ノージックは自己所有の原理を支持して、各人は自分の所有物を好きにしてよいと考えた。これは極端な格差をも正当化する考え方である。これらの思想家はいずれも、人々は各人の生産的な貢献度に応じて支払いを受け取るという通常のを退けている。

社会の格差を正当化しようとする議論は、通常、これらが混ざった形を取っていることが多いため、区別をすることが必要である。タイガー・ウッズやビル・ゲーツや企業の顧問弁護士が、社会福祉士や学校の先生や働きたいのに仕事がない人よりも多く稼ぐのが正

本郷政治哲学研究会
アダム・スウィフト『政治哲学』
第1章要約 (児玉聡)

義に適っていると言えるのはどうしてなのか。そもそもこの問いがカテゴリーミステイクなのか(ハイエク)。彼らが多く稼いでいることで、長い目で見ると貧しい人が助かるからなのか(ロールズ)。彼らが自分の才能を所有しており、その才能を使用することに対して人々が支払うものに対しても所有権を持つからなのか(ノージック)。彼らはなんらかの意味でそれに値するからなのか(功績)。こうした正当化根拠は、ある状況においては、すべて一致した結論を支持するかもしれないが、常にそうとは限らない。これらの根拠が別の事柄を支持する場合、格差を支持する人はどちらの根拠をより重視するか、真剣に考えなくてはならなくなる。

Further Reading

省略。